



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 19/2012年5月号

発行日：2012年5月23日

5月21日は金環日食が東京で見ることができました。日本列島の広範囲で見られるのは、平安時代の1080年以來というのですから、歴史的瞬間に立ちあえた私たちは幸せですね。

### I. 最新情報（2012年4月1日～2012年4月30日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2012年4月 24日	意見	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）等」に対する意見について	平成24年3月23日に金融庁から「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）等」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、平成24年4月23日付けで金融庁に提出いたしましたのでお知らせします。	—

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

該当事項なし

#### 3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2012年4月 12日	報告 書	「非営利法人委員会報告第33号「社会医療法人債を発	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成24年4月10日の常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会報告第33号「社会医療法人債を発行した社会医療法人に対する監査上の取扱	平成24年3 月31日以後 終了する会計

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

		行した社会医療法人に対する監査上の取扱い」の改正について」の公表について	い」の改正について」を公表しましたので、お知らせいたします。 主な改正内容は次のとおりです。 ・ 平成 22 年 3 月に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」等に対応して、社会医療法人債を発行した社会医療法人に係る監査報告書の文例の見直しを行った。 ・ 医療法に基づく監査報告書の文例について、適用される財務報告の枠組みがより明確となるように見直しを行った。	年度に係る監査から適用
2012 年 4 月 12 日	報告書	非営利法人委員会報告第 34 号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成 24 年 4 月 10 日の常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会報告第 34 号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い」の改正について」を公表しましたので、お知らせいたします。 主な改正内容は次のとおりです。 ・ 平成 22 年 3 月に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」等に対応して、公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人に係る監査報告書の文例の見直しを行った。 ・ 「公益法人会計基準」（平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日改正、内閣府公益認定等委員会）では財産目録が財務諸表の範囲には含まれていないことを勘案し、公益社団・財団法人の監査報告書文例上、「財務諸表監査」とは記載を区分した「財産目録に対する意見」区分を設け、財産目録に対しては、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することとした。 ・ 監査基準委員会報告書に記載がある共通的な事項の説明は削除し、除外事項付意見及び追記情報については文例のみ示すこととした。	平成 24 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る監査から適用
2012 年 4 月 12 日	報告書	「非営利法人委員会報告第 35 号「特例民法法人における監査上の取扱い」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成 24 年 4 月 10 日の常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会報告第 35 号「特例民法法人における監査上の取扱い」の改正について」を公表しましたので、お知らせいたします。 主な改正内容は次のとおりです。 ・ 平成 22 年 3 月に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」等に対応して、特例民法法人に係る監査報告書の文例の見直しを行った。 ・ 「公益法人会計基準」（平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日改正、内閣府公益認定等委員会。以下「平成 20 年基	平成 24 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る監査から適用

			<p>準」という。)では財産目録が財務諸表の範囲には含まれていないことを勘案し、平成 20 年基準を適用した特例民法法人の監査報告書文例上、「財務諸表監査」とは記載を区分した「財産目録に対する意見」区分を設け、財産目録に対しては、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公益法人会計基準の改正等について」(平成 16 年 10 月 14 日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ。以下「平成 16 年改正基準」という。)を適用している場合には、収支計算書が監査対象に含まれる。収支計算書は「公益法人会計における内部管理事項について」(平成 17 年 3 月 23 日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ。以下「内部管理事項」という。)に基づいて作成されるものであることから、監査報告書文例上、「財務諸表監査」とは記載を区分した「収支計算書に対する意見」区分を設け、収支計算書に対しては、内部管理事項に従って作成されているかについて意見を表明することとした。</li> <li>監査基準委員会報告書に記載がある共通的な事項の説明は削除し、除外事項付意見及び追記情報については文例のみ示すこととした。</li> </ul>	
2012 年 4 月 12 日	報告書	非営利法人委員会報告第 36 号「消費生活協同組合等の法定監査上の監査報告書の文例について」の改正について」の公表について	<p>日本公認会計士協会(非営利法人委員会)は、平成 24 年 4 月 10 日の常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会報告第 36 号「消費生活協同組合等の法定監査上の監査報告書の文例について」の改正について」を公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>主な変更点は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年 3 月に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」等に対応して、消費生活協同組合に係る監査報告書の文例の見直しを行った。</li> <li>監査対象のうち剰余金処分案(損失処理案)について、監査報告書上、「剰余金処分案に対する意見」の区分を設け、「財務諸表監査」とは区分した。</li> </ul>	平成 24 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る監査から適用
2012 年 4 月 12 日	実務指針	非営利法人委員会実務指針第 37 号「労働組合監査における監査上の取扱い」の公表につ	<p>日本公認会計士協会(非営利法人委員会)は、平成 24 年 4 月 10 日の常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会実務指針第 37 号「労働組合監査における監査上の取扱い」を公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>本指針は、現行の非営利法人委員会報告第 27 号「労働組合監査に</p>	平成 24 年 3 月 31 日以後終了する会計年度に係る監査から適用

		いて	<p>おける監査上の取扱い」を廃して、新たに労働組合の監査報告書の文例等について規定しようとするものです。非営利法 人委員会報告第 27 号からの主な変更点は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年 3 月に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」等に対応した監査報告書の見直しを行った。</li> <li>労働組合法第 5 条第 2 項第 7 号の趣旨に鑑み、現状、労働組合で作成される計算書類は、特定の利用者（組合員）の財務情報に対するニーズ（会計報告）を満たすことを目的とした枠組みにより作成されるものであると整理した。</li> <li>労働組会计基準には追加開示の規定があり、当該規定が監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総合的な目的」の第 12 項(13)で示される「適正表示の枠組み」の要件を満たすかどうかについて検討を行ったが、現時点でその判断は困難であり、労働組会计基準が「適正表示の枠組み」となるとの結論には至らなかった。本指針では、組合員に対する会計報告の目的適合性の観点も含め、労働組会计基準については「準拠性の枠組み」であると整理した。</li> </ul>	
2012 年 4 月 3 日	その他	「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q & A」の一部改訂について	<p>独立行政法人の会計に関する認識、測定、表示及び開示について定める「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（以下「独立行政法人会計基準」という。）が、平成 23 年 6 月 28 日に改訂されました。同改訂を受け、平成 23 年 6 月に、独立行政法人会計基準の実務上の留意点を定める「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q &amp; A」（以下「Q &amp; A」という。）について、総務省行政管理局、財務省主計局及び日本公認会計協会の三者で改訂を行い、固定資産の処分及び減損に関わる会計処理並びにセグメント情報の開示に係る規定を先行して整備を行いました。</p> <p>本改訂では、平成 23 年 6 月の Q &amp; A の改訂において未整備であった、独立行政法人会計基準において企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用されないことに伴う関係規定の整備等を行うものです。なお、改訂後の Q &amp; A については、平成 23 事業年度から適用されます。</p> <p>最後に、今後も独立行政法人の会計の理論及び実務の進展とともに、Q &amp; A を充実・改善していく予定でありますことを申し添えます。</p>	—
2012 年 4 月	その	「「国立大学法人	国立大学法人等の会計に関する認識、測定、表示及び開示について	—

3日	他	会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」の一部改訂について	<p>定める「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（以下「国立大学法人会計基準」という。）が、平成24年1月25日に改訂されたのを受け、文部科学省及び日本公認会計士協会は、国立大学法人会計基準の実務上の留意点を定める「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）を改訂いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>本改訂は、固定資産の処分・減損、業務達成基準及び科学研究費補助金に係る規定の整備や国立大学法人会計基準において企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用されないことに伴う関係規定の整備等を行うものです。なお、改訂後の実務指針については、平成23事業年度から適用されます。</p> <p>最後に、今後も国立大学法人の会計の理論及び実務の進展とともに、実務指針を充実・改善していく予定でありますことを申し添えます。</p>	
2012年4月13日	実務指針	「公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人監査における監査報告書の文例」」の公表について	<p>日本公認会計士協会（公会計委員会）は、平成24年4月10日に開催された常務理事会の承認を受けて、公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人監査における監査報告書の文例」を公表いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>本実務指針は、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（独立行政法人監査基準）が平成24年3月26日に改訂されたことなどに伴い、公会計委員会報告第1号「独立行政法人監査の監査報告書作成に関する実務指針」を廃して、新たに独立行政法人の監査報告書の文例等について規定するものです。</p> <p>独立行政法人監査基準が改訂されたことに伴い、従前の公会計委員会報告第1号から監査報告書の文例について以下の変更を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査報告書において「財務諸表に対する監査意見」、「独立行政法人通則法が要求する利益処分案及び決算報告書に対する意見」及び「事業報告書に対する報告」の3つに区分して意見等を表明することとし、財務諸表に対する監査意見と独立行政法人通則法が要求する意見等を記載上明確化</li> <li>・独立行政法人の長と会計監査人の責任を区分して明記</li> <li>・監査報告書における財務報告の枠組みの記述を「一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準」に変更</li> </ul> <p>最後に、今後も独立行政法人監査に係る検討の進展に併せて、実務</p>	—

			指針を充実・改善していく予定でありますことを申し添えます。	
2012年4月13日	委員会報告等	「公会計委員会報告第2号「独立行政法人監査における法規準拠性」、同報告第3号「独立行政法人監査における経済性・効率性等」、同報告第4号「独立行政法人における連結財務諸表監査」及び同報告第5号「独立行政法人監査における会計監査人の独立性の保持の取扱い」の一部改訂について」の公表について	<p>日本公認会計士協会（公会計委員会）は、平成24年4月10日に開催された常務理事会の承認を受けて、以下の公会計委員会報告（本改訂後「公会計委員会実務指針」となる。）の一部改訂を行いましたので公表いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公会計委員会報告第2号「独立行政法人監査における法規準拠性」</li> <li>・公会計委員会報告第3号「独立行政法人監査における経済性・効率性等」</li> <li>・公会計委員会報告第4号「独立行政法人における連結財務諸表監査」</li> <li>・公会計委員会報告第5号「独立行政法人監査における会計監査人の独立性の保持の取扱い」</li> </ul> <p>本改訂は、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（独立行政法人監査基準）が平成24年3月26日に改訂されたこと及び新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等の制定に伴い所要の改訂を行うものです。</p>	平成24年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用
2012年4月13日	委員会報告等	「公会計委員会報告第6号「国立大学法人等監査に関する実務上の留意点」の一部改訂について」の公表について	<p>日本公認会計士協会（公会計委員会）は、平成24年4月10日に開催された常務理事会の承認を受けて、「公会計委員会報告第6号「国立大学法人等監査に関する実務上の留意点」の一部改訂について」を公表いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>本改訂におきましては、「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（国立大学法人監査基準）が平成24年3月29日に改訂されたことなどに伴い、監査報告書の文例について以下の変更を行うなどしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「財務諸表に対する監査意見」、「国立大学法人法が準用する独立行政法人通則法が要求する利益処分案及び決算報告書に対する意見」及び「事業報告書に対する報告」の3つに区分して意見等を表明することとし、財務諸表に対する監査意見と国立大学法人法が準用する独立行政法人通則法が要求する意見等を記載上明確化</li> <li>・監査報告書の記載区分において、国立大学法人の長と会計監査人の責任を区分して明記</li> <li>・財務報告の枠組みの記述を「一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準」に変更</li> </ul>	平成24年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用

2012年4月 13日	実務 指針	「公会計委員会実 務指針第8号「地 方独立行政法人監 査に関する実務上 の留意点」」の公 表について	日本公認会計士協会（公会計委員会）は、平成24年4月10日に開催された常務理事会の承認を受けて、公会計委員会実務指針第8号「地方独立行政法人監査に関する実務上の留意点」を公表いたしましたのでお知らせいたします。  本実務指針は、地方独立行政法人監査に関する公会計委員会実務指針が未整備であったことから、「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（地方独立行政法人監査基準）が平成24年3月30日に改訂されたことに合わせてその整備を行うものです。  最後に、今後も地方独立行政法人監査に係る検討の進展に併せて、実務指針を充実・改善していく予定でありますことを申し添えます。	平成24年3 月31日以後 終了する事業 年度に係る監 査から適用
2012年4月 23日	意見	国際公会計基準審 議会（IPSASB） コンサルテショ ン・ペーパー「サ ービス業績情報 の報告」に対するコ メントの提出につ いて	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2011年10月に、コンサルテーション・ペーパー「サービス業績情報の報告」（Reporting Service Performance Information）を公表し、広く意見を求めておりました。  日本公認会計士協会では、本コンサルテーション・ペーパーについてのコメントを取りまとめ、2012年4月12日付けで、国際会計士連盟の国際公会計基準審議会に対し提出いたしましたので、お知らせいたします。	—

4. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載 日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2012年4月11日	研究報告	学校法人委員会研究報告第14号「理事者による確認書に関するQ&A」の改正について	<p>日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、平成24年4月10日の常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会研究報告第14号「理事者による確認書に関するQ&amp;A」の改正について」を公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>平成23年12月22日に監査基準委員会報告書580「経営者確認書」が新起草方針のもと公表され、平成24年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用することとされました。</p> <p>これを機に、同報告書を学校法人監査に適用するに当たり留意すべき特有の問題を改めて整理し、学校法人委員会研究報告第14号「理事者による確認書に関するQ&amp;A」について、所要の見直しを行ったため、実務の参考として公表することとしました。</p> <p>〈主な改正内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必ず確認しなければならない事項とその他の確認事項を、それぞれQ3、Q4に区分して、項目の順番を整理した。</li> </ul> <p>また、従来必ず記載を求めなければならない事項以外の確認事項としていた、「第2号基本金の組入計画の決定方法は合理的な旨」を必ず確認しなければならない事項とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校法人に特有の確認事項として、特に重要性があると考えられた項目を従来通り例示することとした。</li> </ul> <p>また、監査基準委員会報告書第3号の記載例には記載されていたが、監査基準委員会報告書580で記載がなくなった項目も、学校法人監査においてはその他の確認事項として引き続き例示することとした。</p> <p>本改正は、後発事象に関する確認事項等、平成22年3月に改訂された監査基準を受けた改正が含まれているため、平成24年4月1日より前に開始する事業年度に係る監査の理事者確認書に関しても参考にできることから監査基準委員会報告書580と同様に整理しました。</p> <p>なお、本改正は、監査基準委員会報告書580を適用する場合に参照されるQ&amp;Aであるため、通常、平成24年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用すると整理しました。</p>	平成24年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用



## Ⅱ. 連絡広場

### 1. ワンポイントメッセージ

有価証券の減損処理については、その下落の程度及び回復可能性の角度により取扱いに注意が必要です。

#### ① 時価が 50%程度以上下落した場合

売買目的有価証券以外の時価のある有価証券について、時価が取得原価に比べ 50%程度以上下落した場合には、合理的な反証が無い限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったとみなして、減損処理を行わなければならない（金融商品会計実務指針 91、284）。

合理的な反証とは、決算日後監査報告書提出日前までに時価が概ね取得原価の水準まで回復している場合などで、極めて限定的であると考えられます。

#### ② 時価の下落率が 50%程度未満の場合

時価の下落率が 30%程度以上 50%程度未満の場合には、各社において状況に応じた時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設けて、回復可能性の判定の対象にするか判断します。

個々の銘柄の有価証券の時価の下落率が概ね 30%未満の場合には、一般的には「著しく下落した」時に該当しません（金融商品会計実務指針 91、284）。

時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準については、恣意性を排除するために文書をもって設定しておき、每期継続的に適用することが必要です（金融商品会計実務指針 284）。

債券については、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した時（下記例を参照）には、十分な根拠に基づいて反証できない限り、回復する見込みがあると認められません（金融商品会計実務指針 91、284）。

#### 例)・格付けの著しい低下があった場合

- ・債券の発行会社が債務超過の状態にある場合
- ・債券の発行会社が連続して赤字決算の状態にある場合

## 2. ペーパーフェイスブック

今回も引き続き「学校法人の会計及び監査」をテーマにつぶやきます。なお文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、弊法人の公式見解ではありませんので予めご了承願います。

(注) このニュースレターは弊社クライアントに発信しているため、お互い顔が見える方への情報発信という意味で「ペーパーフェイスブック」とタイトルをつけました。「良いね!」と思われる方は、当法人の担当者がお伺いした際、お声をかけて下さい。

### テーマ：学校法人の会計及び監査

#### 【疑問】

学校が公認会計士又は監査法人の会計監査を受ける根拠は何か？

#### 【つぶやき】

まず、学校とは、学校教育法（以下、教育法）第1条により定められている幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等のことを言います。そして、これらの学校の設置は、学校教育法第2条により、国、地方公共団体及び学校法人のみが認められています。

ここで、国の設置する国立大学法人は、国立大学法人法（以下、国立法）第35条（独立行政法人通則法第40条を準用）、地方公共団体が設置する公立大学は、地方独立行政法人法（以下、地方法）第35条が直接的な設立根拠となります。

しかし、学校法人が設置する私立学校については、その設立根拠である私立学校法（以下、私学法）の中で公認会計士又は監査法人の会計監査を義務づけているわけではありません。私立学校振興助成法（以下、私学助成法）第14条第3項において、「同法第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない」とされ、これに収支予算書を加えた書類について公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して所轄庁に届け出る必要が出てくるのです。

このように、学校法人の会計監査は、直接的には、国や地方公共団体から受ける補助金の金額の算定の効率性、正確性を担保すべく行われ（補助金行政目的）、国立大学や公立大学のように、国民等のニーズのために正確な情報を担保するために行われるものとは異なります。

また、会計監査の対象となる書類についても、国立大学は、国立法第35条（独立行政法人法（以下、独立法）第34条を準用）、公立大学は、地方法第34条1項及び2項に作成する書類について規定され、同書類について会計監査人の監査を受ける義務がある旨規定されています（それぞれ独立法第35条、地方法第35条）。

一方、学校法人は、私学助成法と私学法の二つの法律により、それぞれ異なる書類の作成を義務付けられます。すなわち、私学法第47条において、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成させます。一方、私学助成法第14条1項において、資金収支計算書及びこれに付属する内訳表、消費収支計算書及びこれに付属する内訳表、貸借対照表及びこれに付属する明細表を作成させます。

その会計処理の基準については、前者が、学校法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準であり、後者が、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行となり、同一のもので本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

はありません。

また、一見すると、貸借対照表と収支計算書は共通しているように思えますが、改正私立学校法Q&A（文部科学省・改正私立学校法説明会資料 平成16年9月）問18に対する回答等で、「学校法人会計基準に従い貸借対照表及び収支計算書を作成している学校法人にあつては」「各学校法人の判断により、これらを閲覧に供することを以て足りませんが、ただし、この場合は、同会計基準による様式は補助金交付の観点からの表示区分となっているものである旨を注記等により示すことが適当と思われまふ」とあるように、私学法の財務書類と私学助成法の財務書類は同一ではないことを前提としているようです。

現実では、各学校法人の寄附行為において、会計は「学校法人会計基準により行う」旨を定める法人が大多数であり、同一基準による会計処理が行われているものと考えられますが、情報開示の様式は様々考えられます。

そして、公認会計士又は監査法人の監査の対象となるのは、私学助成法の財務書類のみで、私学法の財務書類は対象となりません。

このように、国立大学、公立大学と比較して、私立大学の会計監査の制度はやや複雑で、その根拠法令も古いことから、今後、学校法人会計基準の改正、私学法監査の導入等、何らかの形で改善されていくことになるでしょう。

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以上